

## 令和7年度豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告募集要項

豊川市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、「豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載要領」を定め、こざかい葵風館内の壁面の空きスペースに掲載する有料広告を募集します。

### 1 募集内容等

#### (1) 広告掲載箇所及び掲載規格

掲載箇所	掲載規格	イメージ写真
小坂井庁舎（こざかい葵風館）1階ホール（飲食エリア壁面）	<p>① B1 サイズ・縦（縦 1,030 mm × 横 728 mm以内）</p> <p>② 素材は、ポスターその他これらに類するもの</p>	

#### (2) 掲載料（税込み）

月額 2,000円〔(1)に記載の1箇所分〕

#### (3) 募集及び掲載期間

区分	掲載期間	募集期間
令和8年度	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年1月16日から 令和8年2月6日まで
令和9年度 以降	当該年度の初日から 最大3年後の年度末日まで	

※募集期間を過ぎても掲載箇所に空きがある場合は、随時募集とします。

#### (4) 募集案内

豊川市広報とよかわ、豊川市ホームページ等により募集します。

#### (5) 広告の内容

豊川市広告掲載要綱第6条第1項及び豊川市広告掲載基準第3条に定めるもののほか、豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載要領第2条に定めるものとします。

## (6) 広告の範囲

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」に沿ったものとします。

## 2 広告掲載の条件

- (1) 広告掲載は、看板施設（吊り下げ式フレームパネル）を設置しますので、その中に掲載するものとします。
- (2) 掲載物は、市職員立会いのもと広告主に掲載（撤去）していただきます。
- (3) 広告の掲載箇所については指定できません。

## 3 豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）来館者数 1日 約 330人

※ なお、この数値は、今後の実際の来館者数を保障するものではありません。

※ こざかい葵風館では、支所のほかに図書館、児童館、生涯学習センター、公社協議会事務局が入っております。

## 4 申込等

### (1) 申込方法

豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載申込書（新規）（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添えて小坂井支所まで持参してください。

- ① 広告原稿（案）（様式は任意ですが、広告の内容・デザインがわかるもの）
- ② 会社概要（パンフレットなど会社の概要がわかるもの）
- ③ 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）又は市税等に滞納のないことを証明する書類

### (2) 申込にあたり

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載要領」など、各種要綱等をよくお読みください。

## 5 選定等

### (1) 選定方法

豊川市広告掲載基準に基づき審査を行います。募集箇所数を越える数の申し込みがあったときは、豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載要領第7条によって決定します。

### (2) 結果連絡

選定後、速やかに豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により通知します。

## 6 掲載料納付及び広告掲載物の提出

### (1) 掲載料納付期限

掲載決定通知の後に送付する納付書に記載されている期日までに、納付してください。

### (2) 広告掲載物の提出期限

掲載開始日の7日前までに、広告掲載物を提出してください。

(3) 広告掲載物の取付

掲載開始日の當日に、広告掲載物を取付してください。

7 申込等様式

- (1) 豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載申込書（新規）（様式第1号）
- (2) 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）

8 要綱等

- (1) 豊川市広告掲載要綱
- (2) 豊川市広告掲載基準
- (3) 豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載要領
- (4) 豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告募集要項

問い合わせ先

豊川市役所小坂井支所 総務担当

〒441-0103 豊川市小坂井町大堀10番地

電話 0533-78-2111 FAX 0533-78-3411

E-mail : [k-shisho@city.toyokawa.lg.jp](mailto:k-shisho@city.toyokawa.lg.jp)

